

大阪歯科大学学費等納付金規程(改正)

【現行】	【改正】																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。</p> <p>(学費の額)</p> <p>第2条 学費の額は次の各号のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>(1) 歯学部</td><td>別表1-1、別表1-2</td></tr> <tr> <td>(2) 医療保健学部</td><td>別表2-1、別表2-2、別表2-3</td></tr> <tr> <td>(3) 看護学部</td><td>別表3</td></tr> <tr> <td>(4) 大学院歯学研究科</td><td>別表4-1、別表4-2、別表4-3</td></tr> <tr> <td>(5) 大学院医療保健学研究科</td><td>別表5-1、別表5-2</td></tr> <tr> <td>(6) 歯学部科目等履修生</td><td>別表6</td></tr> </table> <p>(第3条～第9条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>(附則 1～12まで省略)</p> <p>13 この規程は、2025(令和7)年2月27日から施行する。</p> <p>(別表1-1・1-2・2-1・2-2 省略)</p>	(1) 歯学部	別表1-1、別表1-2	(2) 医療保健学部	別表2-1、別表2-2、別表2-3	(3) 看護学部	別表3	(4) 大学院歯学研究科	別表4-1、別表4-2、別表4-3	(5) 大学院医療保健学研究科	別表5-1、別表5-2	(6) 歯学部科目等履修生	別表6	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。</p> <p>(学費の額)</p> <p>第2条 学費の額は次の各号のとおりとする。</p> <table> <tr> <td>(1) 歯学部</td><td>別表1-1、別表1-2</td></tr> <tr> <td>(2) 医療保健学部</td><td>別表2-1、別表2-2、別表2-3、 別表2-4</td></tr> <tr> <td>(3) 看護学部</td><td>別表3</td></tr> <tr> <td>(4) 大学院歯学研究科</td><td>別表4-1、別表4-2、別表4-3</td></tr> <tr> <td>(5) 大学院医療保健学研究科</td><td>別表5-1、別表5-2</td></tr> <tr> <td>(6) 歯学部科目等履修生</td><td>別表6</td></tr> </table> <p>(第3条～第9条 省略)</p> <p>附 則</p> <p>(附則 1～12まで省略)</p> <p>13 この規程は、2025(令和7)年2月27日から施行する。</p> <p>14 この規程は、2026(令和8)年5月28日から施行する。</p> <p>(別表1-1・1-2・2-1・2-2 省略)</p>	(1) 歯学部	別表1-1、別表1-2	(2) 医療保健学部	別表2-1、別表2-2、別表2-3、 別表2-4	(3) 看護学部	別表3	(4) 大学院歯学研究科	別表4-1、別表4-2、別表4-3	(5) 大学院医療保健学研究科	別表5-1、別表5-2	(6) 歯学部科目等履修生	別表6
(1) 歯学部	別表1-1、別表1-2																								
(2) 医療保健学部	別表2-1、別表2-2、別表2-3																								
(3) 看護学部	別表3																								
(4) 大学院歯学研究科	別表4-1、別表4-2、別表4-3																								
(5) 大学院医療保健学研究科	別表5-1、別表5-2																								
(6) 歯学部科目等履修生	別表6																								
(1) 歯学部	別表1-1、別表1-2																								
(2) 医療保健学部	別表2-1、別表2-2、別表2-3、 別表2-4																								
(3) 看護学部	別表3																								
(4) 大学院歯学研究科	別表4-1、別表4-2、別表4-3																								
(5) 大学院医療保健学研究科	別表5-1、別表5-2																								
(6) 歯学部科目等履修生	別表6																								

別表 2 - 3

(3) 2026 年度までの入学生

	入学年度納付金額		2 年次納付金額		3 年次納付金額		4 年次納付金額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	260,000 円	—	—	—	—	—	—	—
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円
実験・実習費	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
社会福祉士コース 費※ 1	—	—	—	100,000 円	100,000 円	—	100,000 円	—
システム口腔工学 コース ※ 2	—	—	80,000 円	—	30,000 円 ※ 3	—	—	—

※ 1 社会福祉士コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 2 システム口腔工学コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 3 3 年次前期のシステム口腔工学コース費は、第 3 学年開講科目の科目選択者のみ徴収する。

別表 2 - 3

(3) 2026 年度の入学生

	入学年度納付金額		2 年次納付金額		3 年次納付金額		4 年次納付金額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	260,000 円	—	—	—	—	—	—	—
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円
実験・実習費	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
社会福祉士コース 費※ 1	—	—	—	100,000 円	100,000 円	—	100,000 円	—
システム口腔工学 コース費 ※ 2	—	—	80,000 円	—	30,000 円 ※ 3	—	—	—

※ 1 社会福祉士コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 2 システム口腔工学コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 3 3 年次前期のシステム口腔工学コース費は、第 3 学年開講科目の科目選択者のみ徴収する。

別表 2－4

(4) 2027 年度以降の入学生

	入学年度納付金額		2 年次納付金額		3 年次納付金額		4 年次納付金額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	260,000 円	—	—	—	—	—	—	—
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円
実験・実習費	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
社会福祉士コース 費※ 1	—	—	100,000 円	—	100,000 円	—	100,000 円	—
システム口腔工学 コース費 ※ 2	—	—	80,000 円	—	30,000 円 ※ 3	—	—	—

※ 1 社会福祉士コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 2 システム口腔工学コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※ 3 3 年次前期のシステム口腔工学コース費は、第 3 学年開講科目の科目選択者のみ徴収する。

(別表 3・別表 4－1 から 4－3、別表 5－1・5－2、別表 6 省略)

(別表 3・別表 4－1 から 4－3、別表 5－1・5－2、別表 6 省略)